

一般社団法人日本ロボット学会 国際委員会規程

2011年11月15日理事会制定

(目的)

第1条 本会の国際交流活動を統轄しその円滑な推進および遂行を継続的に図ることを目的とし、本会定款42条により国際委員会(以下委員会という)をおく。

(業務)

第2条 委員会は以下の業務を行う。

1. 本学会の国際交流活動の基本方針を立案し、また継続的に修正を行い、理事会に提案し、承認を受ける。ここで、基本方針は、各国学会や各国政府機関との交流、本学会の主催・共催国際会議への対応等の国際活動の方針を定めるものとする。
2. 理事会で承認された基本方針に則って、本会と各国学会等との国際交流の実務を行う。
3. 主催国際会議を企画立案し、その趣旨、テーマ、形態、期間、規模等の検討を行い、理事会に提案する。
4. 共催を依頼された国際会議への共催の可否および参加・支援形態の検討を行い、理事会に提案する。
5. 協賛を依頼された国際会議への協賛の可否および参加・支援形態の検討を行い、協賛の可否および参加・支援形態を決定し、理事会に報告する。
6. その他、国際交流に関する事項を取り扱う。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1名をおく。委員長は本会定款42条により、国際担当理事の中から会長が委嘱する。副委員長の委嘱もこれに準じる。

(委員)

第4条 委員には国際、事業、欧文誌の各担当理事および会長が委嘱する正会員があたる。委員の任期は2年とし再任可とする。

(招集)

第5条 委員会は委員長が招集する。電子メールによる審議も可とする。

(国際実行委員会)

第6条 委員会は第2条1の主催国際会議を運営するため、委員会の中に国際実行委員会を置くことができる。

(報告)

第7条 委員長は委員会に関わる予算、決算、活動報告を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、国際理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2011年11月15日から実施する。